

九、商業

商業は主として大字下田原に行わる。下田原は往昔船舶業殷賑の地にして、大阪より伊勢に至る間に於て回船業として重要なる位置を占め米穀食塩等を積載して各所に航海し中には江戸に航せしもあり而して其の取引先は主として新宮町の問屋なりしが同町の問屋が運賃其他船乗りの賃金を定むるには下田原船主の意見を聞きて之を決定せしものなり。安永九年(一七八〇)の調書に依れば本村に大船十二艘ありしが降りて文化年中(一八〇四)一八(一)に至りては大船の數四十艘に及び明治以後に至りても其の業益々盛大にして一時は五十艘の多きに及び内東京通いは四艘もあり明治十九年には千三百四十石積の大船新造せしことあり同十七八年頃には三十八艘に減じ爾來年々其の數を減じて終には二艘となり、回船業は殆ど絶滅に歸せんとせしが、最近大戦勃發以來運賃の暴騰に伴い船舶業一時大いに勃興せしが客年大戦休止以來又其の數を減じて今は八艘のみとなれり。

金融機關としては明治二十六年串本町の株式会社鼎立銀行は其の支店を下田原に設置し爾來繼續中なり。

港湾出入船舶表

商船(帆船)出入とも回数に付一方のみ掲ぐ。

噸数船		噸数船		噸数船		噸数船	
噸数	船数	噸数	船数	噸数	船数	噸数	船数
大正四年	三五一〇	大正五年	三五二〇	大正六年	六三〇七	大正七年	八七三〇
石数船	船数	石数船	船数	石数船	船数	石数船	船数
四三五〇	二六	四三五〇	二六	三一〇四	三五	六五八八	三六
合計船数	噸数	合計船数	噸数	合計船数	噸数	合計船数	噸数
三九四六	四六	三九四六	四六	四五二九	六六	四五二九	六六

第七章 教育

一、小学校設置以前

旧治の教育は遙として考うべからず。徳川氏の治世に当たり中流以上の人々漸く教育の必要を感じたるも固より今日の如く一般に普及するに至らず、僧侶、医師若しくは稍文字を知れるものに就きて字を習うにすぎず。当時の教育法は寺院又は師匠の私宅を校舎に充て児童年齒八九歳に至れば寺入りと稱し各自の机を持ち寄り師匠または兄弟子より素読を受け習字をなし商家の子弟には珠算を授けたり。

素読に用いたる教科書は往来尺牘集、實語経、童子経、商売往来當にして稍進みては、四書の素読を習い習字の手本は師匠又は先輩者の肉筆にて父母帖、古語、往来の類を用い授業時間には毎日午前午後共に二時間乃至三時間位にして大半草子に習字のみなり。

又授業料は別段の規定なく入学の際に束修として米或いは金子を納め其の他五節句、正月、盆に相当の物品を謝儀として贈呈せるに過ぎず。而して本村に於ける寺子屋教育は固より文献の徴すべきものなきにより之を知りがたしと雖も往時高挾金兵衛(其の子堅操良節は当村檀那寺住僧たり、萬延二年没す。高池正法寺に葬る)なるもの生徒を集めて授業し事あり、其の後前川半蔵(現太一郎氏祖父)又生徒に教授し以て小学校開始の際に及べりという。但し其の詳細は之を知る能わざるを遺憾とす。

二、小学校設置以後

明治五年八月政府に於いて学制の發布ありて児童六歳以上は悉く就学せしめ、家に不學の徒なからしめんことを期したるも、俄に其の設備を見るに至らず。依然寺子屋師匠に依りて教育を繼續したりしが、本郡にては同六年五月古座小学校の創設を初めとし、同七月新宮小学校之に次ぎて設立せられ、七年以降漸次穀町村に其の設置を見るに至り、同十一年に及びては郡内全般に略ぼ其の設立を見るに至れり。古座小学校は初め之を牟婁第一小学校と稱し旧七ノ小区四十三ヶ村(下田原も其の内)の組合小学校たりしが、後分離して各地に小学校のせつちを見るに至れり。本村にては明治九年六月十五日三大字の聯合を以て下田原檀那

寺に共存小学校を設置したり。

今当時の記録を摘記せんに

明治九年調	男	六十人	女	四人
六歳以下	男	四人	女	一人
教員	男	上松糸吉	女	
全十二年調	男	四十四人	女	三人
補助金配布額		十円九十五銭		
教員		松田豊吉		

(共存小学校は明治九年六月十五日開校と明記しあるに、九年七月六日、本縣にて仮校舎を許すとあり、参考の爲め茲に記載す)

開校当時の教師は土屋一郎にして爾後森庵雅彦、上松糸吉、松田豊吉、中村茂、今井某、榎本菊松等相繼いで教鞭を執りしも其の就職退職の年月日凡て詳らかならず。

明治十一年五月檀那寺仮校舎より、下田原字上地(即ち現今の敷地)に移転す。校舎は寺院庫裏を修復して之に充てたるものにして学校前には古墳累累として寸余の地なし。

明治十五年三月佐部、上田原両村は聯合して月就小学校を佐部に設置し、共存小学校より分離せり。高尾音松、濱竹松、教授の任に当たれり。

明治十六年七月、共存小学校は校舎狭隘なるを以て二間に五間の校舎を増築せり。月就小学校を共存小学校の分校とし、佐部分校と称す。

明治二十年四月、小学校令の改正に伴い共存小学校を下田原尋常小学校と改め、佐部分校は独立して佐部尋常小学校と称す。

明治二十四年四月、下田原尋常小学校校前の古碑を撤去し地を平にして校庭を拡む。

明治二十五年、佐部尋常小学校を廃し之を下田原尋常小学校に合併し六月八日より授業を開始す。

全二十六年一月下田原尋常小学校を田原尋常小学校と改め修業年限四ヶ年、二学級に編制す。

全二十七年六月一日、校舎新築竣成、全六月九日開校式を挙行す。

新校舎は四間に十間のもの二棟、四間に八間のもの一棟にして五教室より成る。全二十九年、従前の補習科を廃し、修業年限四ヶ年の高等小学校を併置し校名を田原尋常高等小学校と改め四月一日より開校せり。全三十三年一月、校舎改築工事竣成し二十五日落成式を盛大に挙行す。即ち自今の校舎是なり。

全三十五年一月、校舎の後方河岸地を埋立て運動場を拡む。

全四十一年四月、義務教育年限延長の結果、従来の高等一、二年を尋常五、六年に、高等三、四年を高等一、二年に編制す。

全四十二年四月、高等小学校修業年限を三ヶ年に延長の件許可せらる。

全四十二年四月、農業補習学校を附設す。

大正五年四月、裁縫学校を附設す。

学齡児童調査表(大正六年度調査)

尋常科現在就学	男	百十五人	女	百人	合計	二百二十一人
尋常科卒業者	男	三十四人	女	二十一人	合計	五十五人
合計就学者	男	百四十九人	女	百二十七人	合計	二百七十六人
就学免除	男	三人	女	一人	合計	四人
未だ就学の始期に達せざる者	男	二十四人	女	二十四人	合計	四十八人
学齡児童通計	男	百七十三人	女	百五十一人	合計	三百二十四人
就学歩合	男	百人	女	九十七人	合計	九十七人
男女平均	男	全	女	九十七人	合計	九十七人
田原尋常高等小学校	男	百二十九人	女	百十五人	合計	二百四十四人
現在在学(大正六年度調査)						

高等小学校
男 四十四人 女 二十六人 計 七十人
合計 男 百七十三人 女 百四十一人 計 三百十四人

学齡児童中盲啞者調(大正六年度調査)
盲者 男一人 聾啞者 男三人 計 四人

公學費(圓單位)

科目	大正五年度	大正六年度	大正七年度
校長俸給	四二〇	四二〇	
校務員俸給	一〇二〇	九九四	
代用教員俸給	四七七	三〇〇	
学校医手当	一七二	一〇二	
旅費	六三	九四	
雑給	七二		
生徒給費	三六	三四	
借地借家費	三九	四〇	
図書機械費	一五	一五	
器具費	〇四	〇六	
消耗品費	三〇	一一	
修繕費	二五	一三	
其他の費用	一一	二〇	
実業補習学校費	二九	三一	
計	九四	四五	

第八章 社寺

一、神社

村社 木葉神社
祭神 木葉神
祭神は或文書に神功皇后とあり、当社拝殿火災に罹り旧記一切焼失し僅かに残存せる古印に依り木葉姫なるを知り得たりと云う。然るに木葉姫なる祭神なし。或は木花咲耶姫に非ざるか。更に考へるに遠近の尊崇は古くより田原のねんね様と唱え安産の守護神として遠近の尊崇は古くより田原のねんね様と唱え安

て毎年十二月一日(古は旧十二月初卯の日)男子七人と十四歳の女子七人と式典に列し莫産と枕と乳とを神前に供え代わる代わる是を奉持して出産の真似事をなす行事あり、且つ境内、社に八幡神社あるより推考するときは祭神は神功皇后とあるを妥当とすべきに似たり。

当社は古来神殿の設け無し、一段高き神地に樹木生い茂れるのみ。木葉神社の名は是より起れるものか。

一説にねんね様は字宮ノ本鎮座の八幡神社を称したるものにて前記の祭式も同社にて行い来れるものなりしが何時の頃よりか当社にて是を行うに至りしものなりと云う。

無格社 事代主神社 大字下田原鎮座 祭神 蛭子神
無格社 弁財天神社 大字下田原鎮座 祭神 市杵島姫神
右二社は明治四十四年三月四日、木の葉神社境内八幡神社合祀の許可を受け、全年四月十六日合祀を決定せり。

村社 宇佐八幡神社 大字上田原字宮ノ本 鎮座
祭神 応神天皇(由緒、来歴不詳)
無格社 宇佐八幡神社 大字佐部鎮座
祭神 応神天皇

右は明治四十四年三月四日、村社宇佐八幡神社へ合祀の許可を受け全年四月十八日決行せり。

二、寺院

慈福山 檀那寺 大字下田原に在り 禅宗臨濟派
元は若山禅林寺末なりしが今は妙心寺末に属す。禅宗臨濟派
当寺は「紀伊読風土記」には久月山檀那寺とあり、旧記備はらざる故に其の詳らかなるを知る能はずと雖も或人の手記に大字下田原字津荷郷に慈福山松持寺という寺ありと云うより察すれば、之は二個寺なりしものが何時の時代にか合併して今の山号となりたるものならんか。寺記には開山萬峰祖和和尚(開山の年号明らかならざれども寺記に元禄十年三月二十七日没)とあり、其の後定まれる住職なく聖堂文器(寛政十二年九月二十五日寂)を以て中興開山となすとあり、其の他凡て詳らかならず。然るに本村役場保存の旧記中に中興開山聖堂文器の示寂寛政十二年に先立つ三十六年に恵兆首座招聘の文書あり、参考の為に左に掲記す。